

Straight away

IFRS bulletin from PwC

16 December 2013

IASBが年次改善プロジェクト(2011年-2013年サイクル)の最終基準を公表

何が問題となっているか？

国際会計基準審議会(IASB)は、年次改善プロジェクト(2011年-2013年サイクル)の最終基準を公表しました。この最終基準に含まれる修正は、4つの基準書に影響を与えます。

本修正は、国際財務報告基準(IFRS)第1号、IFRS第3号、IFRS第13号および国際会計基準(IAS)第40号に影響を与えるもので、概ね2014年7月1日以降開始する事業年度に適用されます。

以下は本修正の要約です。

IFRS第1号「国際財務報告基準の初度適用」

IFRS第1号の「結論の根拠」の修正により、初度適用企業は、新規のIFRSがまだ強制になっていないが早期適用ができるという状況において、従前の基準もしくは新基準のいずれも適用できるものの、表示される全期間を通じて同一の基準を適用することが要求されることが明確化されました。

IFRS第3号「企業結合」

IFRS第3号の修正により、IFRS第11号に基づく共同支配の取決めの形成の会計処理に、本基準が適用されないことが明確化されました。また、この適用範囲からの除外は、共同支配の取決め自体の財務諸表のみが対象であることが、本修正により明確化されました。

IFRS第13号「公正価値測定」

本修正は、IFRS第13号のポートフォリオの例外(金融資産および金融負債のグループの公正価値につき、純額ベースで測定することを企業に認める措置)が、IAS第39号またはIFRS第9号の範囲内のすべての契約(非金融契約を含む)に適用されることを明確にしています。

本修正は、2014年7月1日以降開始する事業年度に適用されます。企業は本修正を、IFRS第13号が適用される最初の事業年度の期首から将来に向かって適用しなければなりません。

IAS第40号「投資不動産」

IAS第40号は、本基準とIFRS第3号が相互に排他的ではないことを明確化するために修正されました。IAS第40号のガイダンスは、財務諸表作成者が投資不動産と自己使用不動産とを区別するのに役立ちます。また財務諸表作成者は、投資不動産の取得が企業結合に該当するかどうかを判断するために、IFRS第3号のガイダンスを参照する必要があります。

本修正は、2014年7月1日以降開始する事業年度に適用されますが、本修正の適用にあたって要求される情報が入手可能な場合に、個別の投資不動産の取得に対して早期適用が可能です。



影響を受ける企業は？

本修正は、すべての企業に影響を与えるものではありません。しかし影響を受ける場合には、その影響は大きい可能性があります。

何をすべきか？

本修正の全体を読んだ上で、貴社に与える影響を判断してください。

© 2013 PwC. All rights reserved.

PwC refers to the PwC Network and/or one or more of its member firms, each of which is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.